

山梨大学マンドリンクラブ

OB会々則

昭和四二年四月一日制定

オ一(目的)本会は山梨大学マンドリンクラブOB会々員相互の新陳代謝の増進を計り、更にその結束により山梨大学マンドリンクラブを見守り、後進の力となるを目的とする。

オ二(資格)本会々員は、次の資格を有する者により構成される。

- (一)山梨大学マンドリンクラブに所属し、その活動に参加した経験のある者。
- (二)山梨大学マンドリンクラブに所属しない者で、その活動に関係し、オ一に定めるOB会役員会の認めたる者。

オ三(構成)本会は次のように構成される。

- (一)OB会々長 一名
 - (二)理事 三名
- 以上を本部役員とし、本部の下に次の三支部を設く。
- a. 関東支部 (東京、関東及東北支部)
 - b. 関西支部 (大阪、近畿及中部地方)
 - c. 中部支部 (山梨、中部地方)
- 各支部は各一名の支部長を置き、本部及支部員との連絡を図る。他に各支部は幹事を選出し、各支部員相互の親睦を図る為の諸行事を行う。

オ四(役員会)役員会は会長、理事及各支部長

により構成され、必要時とて、会長が之を副催する。役員会の議長は、会長がこれに当り、次の事項を決定する。

- (一) 役員の新出
- (二) 会則の改正
- (三) 決算
- (四) 重要なる事業計画

オ五(総会)OB会は一年に一回とし、会長が之を主催する。

- (一) 総会は、開催日の少なくとも二週間前に通知し、会員全員により構成される。
- (二) 之を得た後、総会に出席できず者、は、文書により意見を述べ、出席に代る。ここに代る。
- (三) 総会には、オ一、オ二、オ三、オ四の定めたる事項を承認する。

オ六(会費)会員は、年額五〇円とし、これを会計担当理事に納入する。会計担当理事は、会計帳簿を備え、金銭・物品の出入を明らかにする。

オ七(会計年度)この会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までの間とする。

オ八(除名)会員は、次の場合に該当するに至った時は、役員会の決議により、之を除名する事がある。

- (一) この会の名義を貸借した場合。
- (二) 会員として不適当と認められる事由がある。

オ九(所在)本部は山梨大学マンドリンクラブ内に在る。

オ一〇(役員)各支部長の任務は、次の通り。

- (一) 会長は、この会を代表し、会務を統理する。
- (二) 役員会及び総会を主催し、その議長を兼ね、又種々情状を各支部に伝達する。
- (三) 理事は、会長を補佐し、会長事故の時、之を代行する。
- (四) 理事は、会務を処理し、会計を兼ねる。

オ一一(役員の新出)役員の新出は、役員会が之を執行し、支部で承認された者、役員に決定する。支部で承認されない者は、役員会が再選出を行う。

オ一二(役員の新出)役員の新出は、二年とし、重任は、之を妨げない。役員に欠員を生じ、その補欠として、就任した役員、任期は、前任期の残存期間とする。

オ一三(事業)この会は、オ一、オ二の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (一) 会員相互の親睦を図ること。
- (二) 山梨大学マンドリンクラブ定期演習会、その他演習会に援助協力すること。
- (三) 会員の消息を調査し、その名簿を作成すること。
- (四) 一年一回の会報を発行すること。
- (五) 前号の外、この会の目的達成のため、必要なることをすること。

場合

但催告に拘らず、会費を納入しない場合

附則

一、この会則は、昭和四二年四月一日から実施する。